

その他留意事項について

1 全サービス共通事項

(1) 各種申請, 届出について

○指定・指定更新申請, 変更届の様式変更について

省令の改正により, 平成 31 年 1 月 1 日から指定・指定更新申請, 変更届に係る添付書類が一部削減され, 様式も変更となりましたので注意してください。

それぞれの添付書類は, 指定・指定更新申請については各サービスの別添を, 変更届については添付書類等一覧表を確認してください。

様式等については, 随時ホームページを確認し, 新しい様式を使用してください。

(様式等ホームページ掲載場所)

- ・介護サービス事業者向けトップページ > 3 新規指定及び指定更新について > 3-3 様式等
- ・介護サービス事業者向けトップページ > 4 変更届・廃止届・休止届・再開届 > 1. 変更届について

○資格職の変更届について

資格職の職員に変更があったときは, 変更があったときから 10 日以内に変更の届出を提出してください (変更があった事項「22 その他」を使用)。

対象となる職種は, 介護支援専門員・計画作成担当者・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・オペレーターです。変更届出書添付書類等一覧表を確認してください。

(2) 基準等について

人員基準や運営基準について不明な点があった場合には, 市の条例や国の省令, 通知 (解釈通知) を, 報酬について不明な点があった場合には, 国の告示や通知 (留意事項通知) を確認してください。

基準や報酬については, Q & A で示されている場合もありますので, 併せて確認してください。

(ホームページ掲載場所)

○基準条例

ホーム > 事業所向け > 健康・福祉・子育て・学校 > 高齢者・介護保険 > 指導・助言 > 各種サービス基準条例等について

○基準省令, 基準解釈通知, 報酬告示, 留意事項通知, Q & A

- ・厚生労働省ホームページ
- ・介護サービス事業者向けトップページ > 2 介護サービス関係 Q&A (厚生労働省)、介護保険最新情報等

(3) 指導について

○集団指導及び実地指導について

指導監査課では, 介護給付等対象サービスの取扱いや, 介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底することを目的とし, 各種指導を行っています。

これらの指導は, 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において, 介護保険施設等の支援を行うことを基本としています。

○実地指導

- ・運営調書及び関係書類を確認し、管理者や関係職員との面談方式により実施します。
- ・関係法令や基準に基づき、適正な事業運営を行っているか確認します。
- ・基本報酬及び加算・減算等が基準に従い適正に請求されているか確認します。

※監査

介護保険施設等において、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反、指定を受けるに当たっての不正な手段等、介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当があると認められる場合、又はその疑いがある場合に監査を行います。

○実地指導の日程変更について

実地指導は、相当な期間を空けて、事前に通知を送っており、基本的には日程変更は受け付けていません。ただし、やむを得ない事情の場合のみ変更が可能ですので、早めに御相談ください。

(やむを得ない事情の例)

- ・当日管理者が研修等で不在である。
- ・施設の入居者等が感染症にかかり、外部からの出入りが制限されている。 など

(4) 新しい介護職員処遇改善加算について

10月から介護職員の処遇改善の制度が新しくなる予定となっておりますが、厚生労働省から要件等の詳細について示されておりません。詳しい内容が分かり次第、ホームページ等を通じてお知らせします。

(5) 事故報告書提出の徹底と事故の発生（再発）防止について

資料8を参照してください。

2 個別サービスに関する事項

【地域密着型通所介護，第1号通所事業，認知症対応型通所介護】

○住所地特例について

地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護（地域密着型サービス）、介護予防認知症対応型通所介護（介護予防地域密着型サービス）、並びに第一号事業の対象者は旭川市内に居住する方に限定されます。旭川市外に居住する方に対しサービスを提供する場合は、当該利用者の居住地を所管する指定権者から指定を受ける必要があります。

※ここで言う、「居住する」とは住民登録があることを指すことに注意してください。実態があっても住民登録がなされてなければ、「居住」とはみなされません。

なお、指定申請については、当該利用者の居住地を所管する指定権者（市町村役場、広域連合等）にお問い合わせください。

また、旭川市内の住所地特例対象施設に居住する住所地特例適用被保険者に対しては特段の手続きをすること無く、これらのサービスを提供することができます。

【住所地特例適用被保険者】住所地特例対象施設に居住し、前住地の介護保険の被保険者である者
(介護保険法第13条)

【住所地特例対象施設】有料老人ホーム(届出がないものも含む)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院(介護療養型医療施設)、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
(介護保険法第13条)

◇介護保険法(抜粋)

(地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。))に係る特定地域密着型サービスにあつては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従つて、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。

- 一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第一号事業」という。)
 - イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従つて、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第一号訪問事業」という。)
 - ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従つて、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「第一号通所事業」という。)

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.hokkaido.jp